

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月9日 11時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市荒川南東方沖（琵琶湖南西部） 志賀町役場四等三角点から真方位110°1,600m付近 （概位 北緯35°12.1 東経135°56.2）
事故の概要	水上オートバイ ^{エムジェイ ブイエックスアール} MJ-VXR は、水上オートバイブラックパールの右後方を南東進中、また、水上オートバイブラックパールは、南東進中、ブラックパールが右旋回した際、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ MJ-VXR、0.1トン 253-33161 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ ブラックパール、0.1トン 253-29303 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊 B 船長B、特殊
負傷者	A 重傷1人（船長A） B なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3～4、視界 良好 湖象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人が操船するB船と共に約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南東進中していた。 A船は、B船の右後方を追走していたところ、船長Aが、B船が急に右旋回してA船に向かってきたので、危険を感じ、減速して避けようと左転したものの、A船の船首部がB船と衝突した。 船長Aは、自力で湖岸に戻り、救急車で病院に搬送され、右足関節脱臼骨折と診断された。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の左前方約15mを約30km/hの速力で南東進中、船長Bが、急に伝言を思い出し、船長Aに口頭で伝えようと右旋回して北西進を始めたところ、A船と衝突した。 船長Bは、A船が右後方を追走していることを知っていたが、A船との距離を把握しないまま、右後方を確認せずに右旋回した。
分析	A船は、B船の右後方を南東進中、B船が急に右旋回したことから、船長Aが危険を感じて減速して左転し、避航動作をとったもの

	<p>の、B船との衝突を避けることができなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の左前方約15mを南東進中、船長Bが、船長Aに用件を伝えようとして急に右旋回したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船の右後方を南東進中、B船がA船の左前方約15mを南東進中、船長Bが、船長Aに用件を伝えようとして急に右旋回したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、周囲の確認を行い、変針する際には、変針する方向の安全を確認すること。 ・船長は、水上オートバイ等で同じ方向に向かう際、十分な距離を保持して航行し、航行中に用件を伝える場合には、周囲を確認しながら減速し、一旦停船させるなど、他船に危険を感じさせないこと。